

## 広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の運営に係る規定の整備について

### 1 趣旨

令和4年4月16日に発生した市立保育園の園児が保育中に行方不明となり、死亡する事案に対する調査審議を行うとともに、今後、子どもに関する重大事案が発生したときに可能な限り迅速かつ柔軟な対応ができるよう、令和4年5月16日付けで広島市社会福祉審議会運営規程が改正され、児童福祉専門分科会及び同分科会に所属する各部会に児童福祉法第8条第2項に基づく「児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議」のうち「児童及び妊産婦の福祉の部分（心身障害児を除く。）」に係る専決事項（以下「当該専決事項」という。）、並びに重大事案を調査審議する専門分科会等の運営に関する事項をその専門分科会に委任する規定が加えられた。

当該専決事項は、分科会及び各部会にまたがるものであることから、これに関する運用等について新たに定めることにより、今後、子どもに関する重大事案に対して可能な限り迅速かつ柔軟に調査審議を行うことができるようにするものである。

### 2 要領の内容

(1) 既に各部会の専決事項の対象となっている施設等（例：教育・保育施設提供体制等検討部会において保育所の設置認可に関する意見具申を行っている。）に係る児童福祉法第8条第2項に基づく調査審議（例：今回のような保育所における園児の死亡事案の調査審議）は、それぞれ当該部会で行うことを定める。

また、これにより難しい場合に児童福祉専門分科会又は同分科会が決定した部会において調査審議することを定める。

(2) 児童福祉専門分科会及び各部会の調査審議において、必要がある場合は、委員以外の者から意見の陳述等を求めることができることを定める。

別紙「広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会運営要領」のとおり。

(参考) 児童福祉法について（抄）

第八条 第九項、第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

② 前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「都道府県児童福祉審議会」という。）は、同項に定めるもののほか、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。